

錦江町農業委員会 9月定例総会会議録

○ 開催日時 令和6年9月25日（水） 午後3時から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員10人）

会長	1番	安水 純一
会長代理	2番	鳥越 秀一
委員	3番	宿利原 勝吉
委員	4番	元丸 敏朗
委員	5番	宿利原 進
委員	6番	安田 憲次
委員	7番	徳永 哲朗
委員	8番	鍋 康博
委員	9番	貫見 和洋
委員	10番	畠中 正秋
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	寺田 郁哉
委員	13番	毛下 利美
委員	14番	内藪 雄治

農地利用最適化推進委員	内藪 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○欠席 農業委員 宿利原進委員

○事務局職員 事務局長 坂口 美智代

書記 永田 宗成・折久木 まり子・中野 好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第19号 農地法第3条許可申請について

議案第20号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第21号 農地バンク法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対す
る農業委員会の意見聴取について

議案第22号 非農地証明願について

○事務局	すいません。時間より少し早いですが、おそろいですので、ただいまから令和6年9月錦江町農業委員会定例総会を開会いたします。姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章朗読を2番の鳥越委員にお願いいたします。
○鳥越委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。それでは会長あいさつをお願いいたします。
○会長	皆さんこんにちは。まだまだ日中は30度を超えたりしておりますが、朝晩は大分涼しくなってきたのではないかと思います。10月いっぱい利用状況調査のほうも提出となっておりますので、もう既に提出された方、それとまだなかなか手を付けられない方も、頑張って10月いっぱいには提出できるようにしてください。それと企画課のほうから、農林業センサスに関わる統計調査の依頼というのが来たと思いますが、企画課のほうから打診がありまして農業委員会でできることはやりますと、勝手だったんですが私がそういう判断しまして、皆さんに通知がいったと思いますが、ほぼ全員の方がやってくれるということでした。ありがとうございます。それでは、ただいまより令和6年9月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。宿利原進委員より欠席の報告がきておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会会議規則23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に13番毛下委員と2番鳥越委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。1ページです。9月の会務報告です。3日、議会初日、本庁でございました。4日、議会の一般質問、本庁でございました。11日、議会の決算特別委員会と鹿児島県女性委員の会総会及び研修会が薩摩川内市のほうで開催されております。24日、先日ですが第1回地域計画及び農地中間管理事業に係る検討会が鹿屋市のほうで開催され、私と永田書記で出席しております。本日25日、議会最終日それから農業委員会9月定例総会となっております。27日が、農業委員会の職員協議会の肝属支部総会が南大隅町のほうで開催され、私と永田のほうで出席いたします。以上です。
○会長	はい。ただいまの会務報告についての質疑等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、以上で会務報告を終わり、附議事項に入ります。議案第19号農地法第3条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号7番の譲渡人の方が〇〇さん、中村の方です。経営規模はお目通しください。場所が田代麓字中村上原5586番、地目が台帳現況とも畑、地積が759㎡です。譲受人の方が〇〇さん、中村の方です。経営規模はお目通しください。受付番号8番の譲渡人の方が〇

	<p>〇さん、埼玉県の方です。経営規模はお目通しください。場所が田代麓字駄床 3535 番 1、地目は台帳現況とも畑、地積が 502 m²です。譲受人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。経営規模はお目通しください。以上になります。</p>
〇会長	<p>はい。受付番号 7 番 8 番について、鍋委員の報告をお願いいたします。</p>
〇鍋委員	<p>それでは説明をします。まず 7 番の説明をします。場所は役場田代支所より少し離れた高台にある田代中学校の隣に広がっている、肝属南部で造成されました中村上原団地の一角になります。今回の土地は〇〇さんの土地と隣接をしております。話を伺ったところ、〇〇さんと〇〇さんは親戚同士で家も隣同士でありまして、〇〇さんは鹿屋市のほうへ勤めに出ているそうです。〇〇さんによると〇〇さんより突然、土地処分したいのでもらってくれないかと相談を受けたそうです。造成前はもともと一筆の土地だったが、南部開発により分筆され今の状態になったようなことでした。このようないきさつもあることから、〇〇さんより将来農業する意思もないのでもらってくれと頼まれ、引き取ったとのことでした。譲受人の〇〇さんは、貸地もありますが、町の〇〇もなされながら農地もしっかり管理もされておられます。何ら問題はないものと考えます。それから最後に今回の件は、金銭の伴わない贈与となっております。続きまして、8 番の説明をします。ここの場所は田代中央運動公園駐車場入口より、大根占方面へ約 200 メートルほど進みますと左側に細い路地があり、ここを入れて行った奥のほうになります。譲渡人の〇〇さんは、埼玉県に居住されておられる方です。相続されまして実家の建物を、不動産屋等へ売却依頼されておられたようです。そしてこのたび、現在鹿屋市に在住の〇〇さんとの契約が提出されたようです。このとき条件として、隣接している菜園畑も購入してほしいとの相談をされ、承諾をされまして今回申請が上がってきたところです。ここは 2 種農地であることや宅地附帯農地でもあること、農地取得条件もクリアしていると認められることから、何ら問題はないものと考えます。最後に売買価格は〇〇円ということです。終わります。</p>
〇会長	<p>事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
〇委員	<p>なし。</p>
〇会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。議案第 19 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
〇委員	<p>なし。</p>
〇会長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 19 号については原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて議案第 20 号旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
〇事務局	<p>はい、では 5 ページをお開きください。受付番号 46 番の貸し人の方が〇〇さん、神奈川県の方です。場所が馬場字新改田 5201 番、地目が田、地積が 1,103 m²です。期間が令和 6 年 12 月 1 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料</p>

	は 10a 当り〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、川北の方です。別紙でですね A 4 の用紙のほうに、借り人の方の経営状況等がありますので、そちらのほうも参考にしてください。以上です。
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで畠中委員の報告をお願いいたします。
○畠中委員	受付番号 46 について報告します。〇〇君は、稲作、WCS、シキミ等を経営しております。この土地は 10 年来の荒れ地であったのを改修してくれております。農業に対する意欲があり、問題ないと思います。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。議案第 20 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 20 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて議案第 21 号農用地利用集積等促進計画に対する農業委員会の意見についてを議題といたしますが、公平な審議を行うため、委員の退席を求めなければならない案件もあることから、2 回に分けて審議したいと思います。異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは 1 番から 10 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	では 7 ページになります。1 番から 10 番について説明いたします。借り人の方が〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんの 3 名となっております。場所につきましては田代麓のほうに 10 筆ありまして、全て地目は田となっております。貸し人のほうにつきましては、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの 6 名となっております。期間につきましては全て令和 6 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間となっております。賃借料等につきましてはそれぞれお目通しください。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。1 番から 10 番については原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって 1 番から 10 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。次に 11 番と 12 番について審議しますが、公平な審議とするため〇〇推進委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは、11 番と 12 番になります。借り人の方は〇〇さん 1 名となっております。

	<p>ります。場所につきましては、田代麓に2筆となっております。地目はいずれも畑で2筆です。貸し人の方が〇〇さん1名です。期間につきましては先ほどと同様、令和6年12月1日から令和11年11月30日までの5年間となっております。賃借料等につきましては、お目通しください。以上になります。</p>
○会長	<p>事務局からの説明がありました。質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決をいたします。11番と12番については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって11番と12番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ここで〇〇推進委員の入室を認めます。続いて議案第22号非農地証明願についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>はい、では9ページをお開きください。受付番号1番です。申請日は令和6年8月22日です。申請人の方が〇〇さん、愛知県の方です。場所は馬場字大橋219番2、地目は台帳は畑で、現況は雑種地という状況となっております。地積につきましては138㎡です。場所は後ほど説明いたします。受付番号2番の申請日が令和6年8月22日です。申請人の方が〇〇さん、愛知県の方です。場所が馬場字大橋220番です。地目は台帳は畑ですが、現況は雑種地となっております。地積につきましては585㎡です。場所につきましては、10ページをお開きください。地図の真ん中よりやや右下のほうにカネヤマと表記がありますけれども、カネヤマさんの下のほう海側のほうですね。申請地が、ほぼ真ん中ぐらいにあるかと思えます。申請地というふうに書き込んでありますけれども、こちらですね2筆が申請地という形になっております。周りを見ましても住宅地の中にある農地というような形になっているのかなあというふうに思えます。説明については以上です。</p>
○会長	<p>事務局からの説明がありました。ここで寺田委員の報告をお願いいたします。</p>
○寺田委員	<p>はい、報告申し上げます。20日の日に事務局2人と内菌推進委員、私で調査を4人で調査に行きました。この土地は大橋の川沿いにありまして、周囲がほとんど宅地となっております。土地の所有者は県外におられ管理を親類の方に頼んでいるところですが、数年、耕作されずに雑草が生い茂っているところがございます。またこの土地は面積も少なく、周囲にも農地がなく、道幅も狭いことから借手がなかなか見つからないような状況でございます。以上のようなことから、今後農地として活用される見込みがないと思われまますので、非農地として判断してもいいのではないかと思います。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
○会長	<p>事務局の説明並びに担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。</p>

○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。議案第 22 号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 22 号については、原案のとおり決定いたしました。以上で令和 6 年 9 月 錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。
○事務局	以上をもちまして、令和 6 年 9 月 錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

13 番

2 番

議事録調整者